

第1節 復興体制の確立

1 基本方針

災害からの復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス（期間）を基本に災害復興体制を確立する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	企 画 総 務 部	(1) 災害復興本部の設置（発災～1週間）
	災 害 復 興 本 部	(2) 災害復興本部の役割及び災害対策本部との関係
		(3) 災害復興本部の組織
		(4) 災害復興本部の所掌事務
		(5) 災害復興計画の基本的な考え方
		(6) 災害復興計画策定における手順
		(7) 災害復興計画策定上の留意事項
		(8) 災害復興本部の廃止

3 取組み内容

(1) 災害復興本部の設置

市長は、被災後速やかに自らを本部長とする相生市災害復興本部を設置し、都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。また、企画総務部長を長とし、事務局を企画総務部内に設置する。

なお、県に対しては必要に応じて、県との連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のための職員を派遣するよう要請する。

ア 災害復興本部の設置の通知等

- (ア) 市長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を国・県・各市町村長に通知する。
- (イ) 市長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに住民への周知を図る。
- (ウ) 市各部長は、災害復興本部の設置の通知を受けたときは、その旨、所属職員に周知する。

(2) 災害復興本部の役割及び災害対策本部との関係

災害復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する。災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

(3) 災害復興本部の組織

構 成 員		所 掌 事 務
本部長	市長	本部の事務を総括し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
組織		復興推進室を置き、災害の規模、被災状況を勘案し、部・課等を置くことが出来る。その機構、事務分掌については、設置の際に本部長が定める。

(4) 災害復興本部の所掌事務

災害復興本部の主な事務は、次のとおりとする。

- (ア) 災害復興に関する総合的企画及び調整に関する事務。
- (イ) 災害復興に関する地域振興及び市民の生活文化の向上に関する事務。
- (ウ) 災害復興に関する市、私立学校の振興及び情報通信に関する事務並びに防災及び高圧ガス等の取り締まりに関する事務。
- (エ) 災害復興に関する社会福祉、健康及び環境の保全に関する事務。
- (オ) 災害復興に関する商業及び工業の振興、労働、科学技術の振興並びに国際交流に関する事務。
- (カ) 災害復興に関する農業、林業及び水産業の振興に関する事務。
- (キ) 災害復興に関する交通体系の整備及び道路、河川、港湾その他土木に関する事務並びに都市計画及び住宅に関する事務。
- (ク) 財源の確保及び資金計画に関すること。
- (ケ) 相生市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (コ) 国及び県その他関係機関との連絡及び総合調整に関すること。

(5) 災害復興計画の基本的な考え方

市は、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するため、学識経験者、市議会議員、住民代表者及び行政関係職員等により構成される災害復興計画検討委員会を設置し、国の復興基本方針や県の復興計画とも調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、災害復興方針を策定した場合、速やかにその内容を住民に公表する。

(6) 災害復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールの下で復興を推進していくこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組みに配慮することとする。

- ア 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地域の県民等への意見募集
- イ 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ウ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

(7) 災害復興計画策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮することとする。

その際、特に女性や避難行動要支援者の参画を促進することとする。

イ ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や県民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮することとする。

ウ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

復興10年総括検証・提言事業の成果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮することとする。

エ 構成例

- (ア) 基本方針
- (イ) 基本理念
- (ウ) 基本目標
- (エ) 施策体系
- (オ) 復興事業計画等想定される事業分野
生活、住宅、保健・医療、福祉、教育・文化、産業・雇用、環境、都市基盤等

(8) 災害復興本部の廃止

本部長は、市内の復興及び住民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、災害復興本部を廃止する。

災害復興本部の廃止の通知等は、災害復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

第2節 復興の全体像

1 基本方針

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要である。合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠である。復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」及び「地域力を活かした地域協働復興」という3つのパターンが考えられる。策定した災害復興基本方針に則って相生市の生活復興対策及び都市復興対策を進めていく。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	災 害 復 興 本 部	(1) 生活復興対策の推進 (2) 都市復興対策の実施

3 取組み内容

(1) 生活復興対策の推進

市は、前項で定める災害復興基本方針に基づき、次のプロセス（期間）を基本に、生活の復興、住宅の復興、雇用の確保と産業復興に関する対策を推進する。また、個人や企業は、自らの責任において、あるいは共に助け合って、復興を図っていくものとする。

ア 生活復興対策

災害復興本部は県と協力し、住民の生活を災害前の状態に戻し、元の生活に戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合した生活ができるよう、医療・福祉・保健、教育・文化等について検討し総合的な対策を講じる。

- 仮設診療所の設置（救護所の廃止に伴う）
- 医療機関の再建支援
- 福祉施設の再建・拡充・新設支援
- 生活再建資金の貸付
- 精神相談・こころのケアの実施
- 被災者の健康管理の実施
- 公衆浴場の再建支援
- 教育・文化・社会教育施設の再建支援
- その他医療・福祉・保健・教育・文化・外国人・住民活動・消費に関する調査・情報提供・相談・指導

イ 住宅の復興対策

災害復興本部は県と協力し、被災者自身の住宅再建支援、再建が困難な被災者に対する住宅の供給等について検討し総合的な対策を講じる。

- 住宅復興計画の策定
- 住宅取得に対する支援
- 民間住宅の供給促進
- 公的住宅の供給促進
- その他住宅に関する情報提供・相談・指導

ウ 産業の復興対策

災害復興本部は県と協力し、失業者の抑制、失業者の再就職、事業者の早期再建、産業の活性化について検討し総合的な対策を講じる。

- 被災農林業者の支援
- 雇用確保の支援
- 事業再開の支援
- 産業復興の支援
- その他労働・事業に関する相談・指導等

(2) 都市復興対策の実施

ア 都市復興の目標

人びとが暮らしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちをつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

- (ア) 特に大きな被害を受けた地域のみでの復興に止まらず、まち全体の防災性の向上を目指し都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。
- (イ) 復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。
- (ウ) 市、住民、企業、県や国等との「協働と連携による都市づくり」を行う。

イ 都市復興対策の推進

市は、災害復興基本方針に基づき、都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス（期間）を基本とする都市の復興対策を、県と協力して推進する。

- (ア) 都市復興方針等の策定（1週間～1ヶ月）

災害復興本部は、都市復興基本方針、復興地区区分、建築物の誘導等を盛り込んだ復興整備条例の制定を行う。

a 都市復興方針

次の内容を基本とする都市復興方針を策定する。

- 住民の暮らしの再建の早期実現
- 災害を繰り返さないよう、防災性を向上させ、安全で安心して住み続けられるまちづくり
高齡化時代や都市景観に配慮したまちづくり
- 相生市の中核機能の早期回復

b 復興地区区分

次の復興地区区分の判定基準に基づき 4 段階の復興対象地区を設定する。

- I. 重点復興地区 II. 復興促進地区 III. 復興誘導地区 IV. 一般地区

c 復興整備条例の基本構成

次の事項を基本とする条例を制定する。

事 項	主 な 内 容
目的	市街地の緊急な整備、円滑な復興について
用語の定義	各用語の定義
復興の理念	災害の教訓を生かした復興 市、住民、事業者の協働など
市、住民、事業所の責務等	市、住民、事業所の責務分担など
地区の指定等	被災状況によって復興地区を指定するなど
建築の届出、情報の提供及び協議	復興地区区分に応じた建築制限及び誘導の方針
適用期間	「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限度である 2 年を基本とし、都市復興の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。

(イ) 都市復興基本計画の策定等

災害復興本部は、被災市街地ごとの基本的な復興計画、及び実現手法を明らかにするため、次の事項を基本とする都市復興基本計画（原案）を作成し、住民等との協議を通して計画を策定する。

事 項	主 な 内 容
a 復興の目標	原則 5 年内の完成を目指し、長期でも 10 年内を目指す。
b 土地利用方針	長期計画や都市計画マスタープラン等の既定の計画を踏まえ、地域特性を活かした土地利用を図る。
c 都市施設の整備方針	市が主体的に整備すべき都市施設に関する整備の基本的考え方
d 市街地復興の基本方針	復興地区区分の明示、各地区の復興の基本方針

(ウ) 復興事業計画の確定

災害復興本部は、都市復興基本計画に基づいて、住民との合意形成を図り、復興事業計画を確定する。

(エ) 復興事業の推進

災害復興本部は、復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。なお、都市復興基本方針との整合がとれた既定の都市計画事業については、住民合意の下に、被災後可能な限り早期に実施する。